

第七十七回
参議院法務委員会會議録第三号

昭和五十一年三月四日(金曜日)
午前十時八分開会

委員の異動

一月二十八日

辞任

松岡 克由君
黒住 忠行君

補欠選任

植木 光教君
栗原 俊夫君

三月四日

辞任

橋本 敦君

補欠選任

内藤 功君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

大島 友治君
平井 卓志君
佐々木 静子君

田代富士男君

堀本 又三君
町村 金五君
栗原 俊夫君
小柳 勇君
中村 英男君
安永 英雄君
内藤 功君
下村 泰君

國務大臣

法務大臣

政府委員

法務政務次官

法務大臣官房長

法務大臣官房会

計課長

稲葉 修君

中山 利生君

藤島 昭君

近松 昌三君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務
総局経理局長

草場 良八君

本日の会議に付した案件

○檢察及び裁判の運営等に関する調査
(法務行政の基本方針に関する件)

○委員長(田代富士男君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

橋本敦君が委員を辞任され、その補欠として内藤功君が選任されました。

○委員長(田代富士男君) 檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

まず、法務行政の基本方針について、稲葉法務大臣からその所信を聴取いたします。稲葉法務大臣。

○國務大臣(稲葉修君) 委員各位には、平素から法務行政の適切な運営につき、格別の御尽力をいただきこの機会に厚く御礼を申し上げます。

法務行政に関する所信の一端を申し上げます。委員各位の深い御理解と格別の御協力を賜りたいと存じます。

改めて申し上げるまでもなく、法務行政の使命とするところは、法秩序の維持と国民の権利の保全にあると考えております。ことに、内外の諸情勢が変動を続け、困難な諸問題が山積しているこの時期に際し、国家社会の平和と国民生活の安定を図るためには、その基本とも言うべき法秩序がゆるぎなく維持され、国民の権利がよく保全されていることがきわめて肝要と存するのであります。

私は、法務大臣就任以来、常にこのことを念頭に置き、所管行政各般の諸問題に取り組んでまいりましたが、今後とも職責を全うするため、全力を傾注して国民が期待する法務行政の推進に努めてまいりたいと存じます。

以下、私が考えております重点施策について申し上げます。

まず、第一は、法秩序維持についてであります。

最近の犯罪情勢を見ますと、統計面から見ると、平穩に推移しているものの、わが国の社会経済生活の諸情勢を反映して、犯罪の態様は一層複雑多様化、悪質化しているものと認められ、特に公害事犯、各種経済関係事犯等国民の生活に密着して関連する事犯の発生が目される上、暴力団相互の抗争に伴う殺傷事犯の多発、公務員による汚職事犯の続発は、厳に留意を要するものと考えております。

また、いわゆる過激集団は悪質な爆弾事件や内ゲバ事件を繰り返して、さらには、過激のクアラランブル事件において見られるように、海外において在外公館占拠、ハイジャック等重大事犯を敢行するなど、ますますゲリラ的テロの様相を深めており、案を許さないものがあります。

このような諸情勢に対処するため、私としては、檢察の態勢を整備充実して、適正妥当な檢察権の行使に遺憾なきを期し、もって法秩序の維持に努めてまいりたいと存じます。

なお、刑法の全面改正につきましては、目下、事務当局において政府案作成作業を進めているところであり、刑法は最も重要な基本法の一つでありますので、その改正につきましては、広く国民各階層の意見をも参酌しつつ、真に時代の要請に適合した新しい刑法典の実現に努力いたしたいと考えております。

第二は、犯罪者及び少年非行者に対する矯正及び更生保護行政の充実についてであります。

犯罪者及び少年非行者の改善更生につきましては、刑務所、少年院等における施設内処遇と実社会における社会内処遇を充実強化するとともに、これら相互間の連携を緊密にし、その効果を高めたいと存じます。

そのためには、まず施設内処遇につきましても、最近における処遇困難な被収容者の増加傾向にかんがみ、より一層の創意と工夫を加えつつ、被収容者個々の特性に応じた分類処遇を講じ、さらに、被収容者の生活環境の改善及び社会復帰に役立つ職業訓練、教科活動等の各種教育活動の充実を推進するとともに、他方、社会内処遇につきましても、保護司等の民間篤志家との協働態勢のもとに、一層の保護観察機能の充実、向上に努め、これら犯罪者等の円滑な社会復帰を図るとともに、犯罪のない明るい社会を建設するために、格段の考慮を払ってまいりたいと存じます。

第三は、民事行政事務等の充実についてであります。

民事行政事務、とりわけ登記事務につきましても、依然として高い水準の事務量を保っており、かねてから職員の増員を初め、組織・機構の合理化及び事務処理の効率化などの措置を講じて適正迅速な事務処理に尽力してまいったところでありますが、今後ともなお一層事務処理態勢の充実強化を図り、国民の権利保全と行政サービスに万全を期してまいりたいと存じます。

なお、婚姻生活における両性の実質的平等の確立を図る見地から、離婚復氏の制度、婚姻事件における訴えの裁判管轄及び嫡出子の出生届の制度を改善するとともに、プライバシー保護の見地から、戸籍の公開制限等戸籍制度上の若干の問題点の改正を目的とする関係法律の改正案を準備して

御詮議を賜りたいと考えております。

次に人権擁護につきましましては、昭和四十八年度から全国的に発足いたしました人権モデル地区をさらに推進するとともに、人権擁護委員制度の一層の充実を図って、人権擁護思想の啓発活動を行い、広く人権を尊重する精神の高揚と普及を図ってまいり所存であります。

第四に、出入国管理行政の充実についてであります。

最近における出入国の状況を見ますと、国際交流の拡大に伴って外国人の出入国、わが国民の出国はともにより増加の傾向にあり、その結果、出入国管理及び外国人の在留管理に関する業務はいよいよ複雑、困難の度を加えるとともに、業務量の増加を見られます。このため外国人入国者の大部分を占める短期旅行者の入国手続の簡素化等、外国人の出入国及び在留管理行政の分野において、合理化や改善を図るべき点が少なくないものであります。したがって、現行の外国人管理法制につき、従来の経緯その他諸般の情勢を勘案しつつ、根本的かつ総合的な再検討を進め、今日の諸情勢に対応できる出入国管理行政の確立に努めてまいりたいと考えております。

また、近隣諸国とわが国との経済格差等を背景として不法入国及び不法残留事案が多発しており、この面におきましても、対策に遺漏なきを期するよう努力を傾注している次第であります。

第五に、訟務行政の充実についてであります。官房訟務部において処理している国の利害に係のある争訟事件は、近年、社会情勢の変化に伴い、急激な増加を示すとともに、その内容もみに複雑、困難の度を加えておりますので、このような諸情勢に対処し、訟務行政の円滑な運営を図るため、官房訟務部の機構を改め訟務局を設置し、この種事件の適正円滑な処理を図ることについて存じております。

最後に、法務省施設の整備改善についてであります。

現在、法務省が所管しております施設は、他省

庁に比べて最もその数が多く、かつ、その延べ面積も全官庁の庁舎面積の約三分の一を占めております。したがって、そのすべてを早急に整備改善することは困難な実情にありますが、職員の執務環境を改善し、事務効率の向上を図るためにも、老朽・狭隘度のなはだしい施設や地方公共団体等から移転要請を受けている施設を重点的に取り上げ、整備改善に努めてまいり所存であります。

以上、法務行政の当面の重点施策について所信の一端を申し述べましたが、その他の諸施策につきましても、委員各位の御協力、御支援を得まして、その解決に努力する所存でありますので、どうかよろしく御願い申し上げます。

なお、いま世間の耳目を集めておる例のロッキード問題につきましましては、厳正公平、かつ、冷静沈着な態度をもってこれに対処する所存でございます。この点については特に法務委員各位の御叱正、御鞭撻を最後にお願いを申し上げますので所信の表明を終わります。

○委員長(田代富士男君) 中山法務政務次官から発言を求められておりますので、この際これを許します。中山法務政務次官。

○政府委員(中山利生君) このたび法務政務次官を拝命いたしました中山利生でございます。法務行政は私にとりまして経験の乏しい分野でございますけれども、稲葉法務大臣のもと最善を尽くしまして、国民が期待をする法務行政の推進に尽くしてまいりたいと存じております。何とぞよろしく御指導、御鞭撻をお願い申し上げます。

○委員長(田代富士男君) 次に、昭和五十一年度法務省及び裁判所関係予算について説明を聴取いたします。近松法務大臣官房会計課長。

○政府委員(近松昌三君) 昭和五十一年度法務省所管予算の内容について、概要を御説明申し上げます。

昭和五十一年度の予定経費要求額は、二千五百三十四億七千五百七十六万円であります。これを前年度補正後予算額二千三百三十一億六千七百

十二万五千円と比較いたしますと、二百三億八千六十三万五千円の増額となっております。

増額分の内訳を大別いたしますと、人件費百五十七億三百七十六万一千円、一般事務費四十二億七千六百六十七万七千円、官舎施設費三億二千八百二十六万七千円となっております。

まず、組織について申し上げます。訟務行政の円滑な運営を図るため、官房訟務部の訟務局への昇格を図ることとしております。

次に、増員について申し上げます。第一に、検察庁において、百二十八人が増員となっております。まず、交通関係事件処理の円滑適正化を図るため、検察事務官四十七人が増員となっております。

また、財政経済犯罪に対処するため、副検事三人、検察事務官二十六人、公害犯罪に対処するため、検察事務官二十二名、公安労働検察の強化のため、検察事務官十三人、特殊犯罪に対処するため、検察事務官十二人、公判審理の迅速化のため、検察事務官五人が増員となっております。

第二に、法務局において、事務官二百六十人が増員となっております。まず、登記事務の適正迅速な処理を図るため、二百三十三人が増員となっております。また、国の利害に係る争訟事件の処理を充実するため、二十四人、人権侵犯事件等に対処するため、三人が増員となっております。

第三に、刑務所における職員の勤務条件を改善するため、看守百六人、医療体制を充実するため、看護士婦十二人が増員となっております。

第四に、非行青少年対策として、保護観察所の面接処遇の強化のため、保護観察官二十人が増員となっております。

第五に、出入国審査業務等の適正迅速化を図るため、地方入国管理官署において、入国審査官二十四人、入国警備官五人が増員となっております。

第六に、破壊活動調査機能を充実するため、公安調査官二十三人が増員となっております。

増員の内訳は以上のとおりであります。御承

知のとおり、昭和四十九年八月の閣議決定に基づく定員削減計画(第三次)による昭和五十一年度削減分として、四百八十八人が減員されることになりましたので、所管全体といたしましては、差引き九十人の定員増加となるわけであります。

次に、一般事務費につき、それぞれ前年度補正後予算と比較しながら御説明申し上げます。まず、全体としては、前年度に比し旅費類が六億五千六百四十七万一千円、庁費類が十九億八千八百三十一万一千円、官舎費が三億二千八百二十六万七千円、その他の類が十六億三千八百八十二万五千円増額となっております。

以下、主要事項ごとに御説明申し上げます。

第一に、法秩序の確保につきましましては、さきに申し上げました副検事三人を含む合計二百八十九人の増員経費及び関係組織の人員費を含めて一千五百億六千四百万円を計上し、前年度に比して七十八億二千五百万円の増額となっております。

その増額分について申し上げますと、まず、検察庁関係としては、二十二億三千八百万円が増額されておりますが、その中には関係職員の人員費のほか、検察費二億六千万円、財政経済事件等各種検察活動の充実強化を図るための経費二千二百万円、検察執務体制の整備充実経費四千四百万円が含まれております。

次に、矯正関係としては、四十四億五千七百万円が増額されておりますが、この中には関係職員の人員費のほか、職員の待遇改善経費六千三百万円が含まれております。

また、矯正施設収容者処遇の改善につきましましては、十七億四千二百万円の増額となっております。これは、作業賞与金の支給計算高を約一％引き上げるための所要経費六千四百万円、生活用品、日用品、医療器具等の充実、公害防止等に要する経費十億一千万円が増額となつたほか、被収容者食糧費につきましても、米、麦の単価改訂のほか、菜代の内容改善分十円及び物価上昇分九・五％の引き上げによる給食内容の大幅な改善が図られ、これに要する経費として六億六千八百

万円が増額となっております。

次に、保護関係としては、五億六千七百万円が増額されておりますが、その中には関係職員の人件費のほか、所在不明者調査用通信費、事務能率器具等保護観察体制の整備を図るための経費一千八百万円、保護司実費弁償金一億四千万円、更生保護委託費四千七百万円が含まれております。

次に、公安調査庁関係としては、五億六千三百万円が増額されておりますが、その中には関係職員の人件費のほか、調査活動の充実経費七千三百万円が含まれております。

第二に、国民の権利保全の強化につきましては、まず、登記事務処理の適正化に関する経費として、さきに申し上げました事務官二百三十三人の増員経費及び関係職員の人件費を含めて四百二十二億二千五百万円を計上し、五十二億二百万円の増額となっております。その増額の主なものは、登記諸費三億三百万円、全自動贈本作成機等事務能率機器の整備に要する経費一億五千四百万円、贈抄本作成事務の一部を請負により処理する等当該事務の処理促進のための経費一億二千六百万円、登記簿租用紙改製に要する経費三千六百万円、公共事業関係特殊登記事件の処理に要する経費三千万円であります。

次に、人権擁護活動の充実に関する経費として、二千六百万円の増額となっております。その主なものは、人権侵害事件調査の強化を図るための旅費、庁費三千三百万円、人権擁護委員実費弁償金千百万円であります。

第三に、非行青少年対策の充実強化につきましては、一部、法秩序の確保関係と重複してありますが、さきに申し上げました保護観察官二十人の増員経費及び関係職員の人件費並びに少年院等の収容関係諸費を含めて二百三十四億三千二百万円が計上され、前年度に比して十三億三千四百百万円の増額となっております。

そのうち、事務的経費の増額分について申し上げますと、まず、検察庁関係としては、一億一千二百万円が増額されておりますが、これは検察取

り締め経費であります。

次に、少年院関係としては、六千五百万円が増額されておりますが、これは生活、教育用品の整備及び職業指導の充実に要する経費等でありま

す。次に、少年鑑別所関係としては、六千三百万円が増額されておりますが、これは生活用品の整備及び日用品の充実に要する経費等でありま

す。次に、保護観察所関係としては、一億二千七百万円が増額されておりますが、これは補導援護活動の充実経費であります。

第四に、出入国管理業務の充実についてであります。さきに申し上げました入国審査官等の増員経費及び関係職員の人件費を含めて五億九千八百万円が増額となっております。その中には、出入国及び在留管理経費一千六百万円、護送及び収容業務充実経費九百万円が含まれております。

次に、施設の整備につきましては、登記所適正配置実施に伴う施設整備費五億九千九百万円及び沖繩施設整備費九億四千三百万円を含め、八十億二千六百万円を計上し、前年度予算に比し、三億二千八百百万円の増額となっております。

なお、このほか、大蔵省及び建設省所管の特定国有財産整備特別会計において、高松法務合同庁舎等十二施設の施設整備費として、六十四億四千八百万円が計上されていることを申し添えます。

以上が法務省所管歳出予算定経費要求の概要であります。

終わりに、当省主管歳入予算について御説明いたします。

昭和五十一年度法務省主管歳入予算額は、六百十九億六千六百二十万円でありまして、前年度予算額六百六十六億五千八百四十八万五千円に比較いたしますと四十六億九千二百二十八万五千円の減額となっております。

以上をもちまして、法務省関係昭和五十一年度予算案についての御説明を終わります。

○委員長(田代富士男君) 次に、草場最高裁判所

○最高裁判所長官代理人(草場良八君) 昭和五十一年度裁判所所管予算定経費要求額について説明申し上げます。

昭和五十一年度裁判所所管予算定経費要求額の総額は、一千三百七十一億五千九百九十三万一千円でありまして、これを前年度予算額一千二百七十七億七千二百八十四万七千円に比較いたしますと、差し引き九十三億八千七百八十四万四千円の増加となっております。これは、人件費において七十五億三千五百八十一万九千円、裁判費において七億六千六百四十一万一千円、司法行政事務を行うために必要な旅費、庁費等において十億九千六百二十二

千円が増加した結果であります。

次に、昭和五十一年度予算定経費要求額のうち、主な事項について御説明申し上げます。

まず、人的機構の充実のための経費であります。第一に、特殊損害賠償事件等の適正迅速な処理を図るため、判事補三人、裁判所事務官六人の増員に要する経費として一千二百七十六万九千円。第二に、行政事件の適正迅速な処理を図るため、判事補四人、裁判所事務官十二人の増員に要する経費として二千三十三万二千円。第三に、交通事件、これは道路交通違反事件でございまして、交通事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所事務官七人の増員に要する経費として五百三十八万四千円。第四に、調停制度の拡充強化を図るため、裁判所事務官三十三人の増員に要する経費として二千四百九十九万三千円。第五に、寄託金事務の処理を図るため、裁判所事務官三人の増員に要する経費として二百三十二万六千円。合計六千二百四十万四千円を計上しております。

以上、昭和五十一年度の増員は、合計六十八人でありまして、他方、定員削減計画に基づく昭和五十一年度削減分として、裁判所事務官四十八人の減員を計上しておりますので、これを差し引きますと、二十人の定員増加となるわけでありま

す。

次は、裁判運営の効率化及び近代化に必要な経費であります。第一に、庁用図書、図書館図書の充実を図る等のため、裁判資料の整備に要する経費三億一千四百三十三万六千円。第二に、裁判事務の効率化を図るため、複写機、計算機等を整備する経費二億三千九百二十四万五千円を計上しております。

次は、裁判所施設の整備充実に必要な経費であります。裁判所庁舎の新築及び増築、これは新規十一庁、継続十二庁でございまして、その新築及び増築に必要な工事費及び事務費等六十四億二千七百九十七万一千円を計上しております。

次は、調停制度の拡充強化に必要な経費であります。第一に、調停委員の手当として二十六億九千二百五十万九千円。第二に、調停室の整備等に要する経費として四億三千三百五十九万三千円を計上しております。

次は、裁判費であります。第一に、証人等の日当を増額する経費として一千五百三十一万七千円。第二に、国選弁護人報酬を増額する経費として七千七百五十九万九千円。第三に、刑事訴訟法の一部改正に伴う費用補償に必要な経費として七千九百九十九万九千円を計上しております。

以上が、昭和五十一年度裁判所所管予算定経費要求額の概要であります。

○委員長(田代富士男君) 以上をもって説明を終了いたしました。

ただいまの所信及び予算の説明に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十四分散会

一月三十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「五七三人」を「五八〇人」に改める。
第二条中「二万二千二百七十六人」を「二万二千二百八十九人」に改める。

附則

この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

二月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、刑事訴訟法の一部を改正する法律案
一、民法等の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

刑事訴訟法の一部を改正する法律案
刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

目次第一編中「第十五章 訴訟費用」を「第十五章 訴訟費用」に改める。
第一百八十一条第三項中「取下」を「取下げ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、被告人の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、この限りでない。

第一編中第十五章の次に次の一章を加える。

第十六章 費用の補償

第一百八十八條の二 無罪の判決が確定したときは、国は、当該事件の被告人であつた者に対し、その裁判に要した費用の補償をする。ただし、被告人であつた者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

被告人であつた者が、捜査又は審判を誤らせる目的で、虚偽の自白をし、又は他の有罪の証

拠を作ることにより、公訴の提起を受けるに至つたものと認められるときは、前項の補償の全部又は一部をしないことができる。

第一百八十八條の五第一項の規定による補償の請求がなされている場合には、第一百八十八條の四の規定により補償される費用については、第一項の補償をしない。

第一百八十八條の三 前条第一項の補償は、被告人であつた者の請求により、無罪の判決をした裁判所が、決定をもつてこれを行う。

前項の請求は、無罪の判決が確定した後六箇月以内にこれをしなければならぬ。

補償に関する決定に対しては、即時抗告をすることが出来る。

第一百八十八條の四 検察官のみが上訴をした場合において、上訴が棄却され又は取り下げられて当該上訴に係る原裁判が確定したときは、これによつて無罪の判決が確定した場合を除き、国は、当該事件の被告人又は被告人であつた者に対し、上訴によりその審級において生じた費用の補償をする。ただし、被告人又は被告人であつた者の責めに帰すべき事由によつて生じた費用については、補償をしないことができる。

第一百八十八條の五 前条の補償は、被告人又は被告人であつた者の請求により、当該上訴裁判所であつた最高裁判所又は高等裁判所が、決定をもつてこれを行う。

前項の請求は、当該上訴に係る原裁判が確定した後二箇月以内にこれをしなければならぬ。

補償に関する決定で高等裁判所がしたものに對しては、第四百二十八條第二項の異議の申立てをすることが出来る。この場合には、即時抗告に関する規定をも準用する。

第一百八十八條の六 第一百八十八條の二第一項又は第一百八十八條の四の規定により補償される費用の範囲は、被告人若しくは被告人であつた者又はそれらの者の弁護人であつた者が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費、日当及び

宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬に限るものとし、その額に関しては、刑事訴訟費用に関する法律の規定中、被告人又は被告人であつた者については証人、弁護人であつた者については弁護人に関する規定を準用する。

裁判所は、公判準備又は公判期日に出頭した弁護人は二人以上あつたときは、事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮し、前項の弁護人であつた者の旅費、日当及び宿泊料を主任弁護人その他の一部の弁護人に係るものに限ることが出来る。

第一百八十八條の七 補償の請求その他補償に関する手続、補償と他の法律による損害賠償との関係、補償を受ける権利の譲渡又は差押え及び被告人又は被告人であつた者の相続人に対する補償については、この法律に特別の定めがある場合のほか、刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)第一条に規定する補償の例による。

第三百六十八條から第三百七十一条までは次のように改める。

第三百六十八條から第三百七十一条までは次のように改める。

第三百六十八條から第三百七十一条までは次のように改める。

第三百六十八條から第三百七十一条までは次のように改める。

第三百六十八條から第三百七十一条までは次のように改める。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前に生じた訴訟費用については、この法律による改正後の刑事訴訟法第三百八十一条第三項ただし書の規定は、適用しない。

3 この法律による改正後の刑事訴訟法第三百八十八條の二の規定は、この法律の施行後に無罪の判決が確定した事件につきこの法律の施行前に生じた費用についても適用する。

4 検察官のみが上訴をした場合において、その上訴がこの法律の施行前に棄却され又は取り下げられたときは、上訴によりその審級において生じた費用の補償については、なお従前の例による。

5 この法律による改正前の刑事訴訟法第三百七十条第一項の規定による補償の請求及び前項の

規定により従前の例によることとされる補償の請求がなされている場合には、改正前の同法第三百六十八條の規定及び同条の規定の例により補償される費用については、改正後の同法第三百八十八條の二第一項の補償をしない。

民法等の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律案

民法等の一部を改正する法律案
民法等の一部を改正する法律案

第二十六条中「第三項」の下に「第一条ノ二」を加える。

(戸籍法の一部改正)

第三条 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十条 何人でも、手数料を納めて、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができ

る。前項の請求は、法務省令で定める場合を除き、その事由を明らかにしてしなければならない。

市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかとなるときは、これを拒むことができる。

第一項の請求をする場合においては、手数料のほか郵送料を納めて、同項の謄本、抄本又は証明書の送付を求めることができる。

第十二条第二項中「乃至」を「及び」に改める。

第二章第十二条の次に次の一条を加える。
第十二条の二 除かれた戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、手数料を納めて、その除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができ

る。国又は地方公共団体の職員、弁護士その他法務省令で定める者も、同様である。

前項に規定する者以外の者は、相続関係を証明する必要がある場合その他法務省令で定める場合に限り、同項の請求をすることができ

る。

第十条第四項の規定は、第一項の請求をする場合に準用する。

第十九条に次の一項を加える。

民法第七百六十七条第二項(同法第七百四十九条及び第七百七十一条において準用する

場合を含む。)の規定によつて離婚又は婚姻の取消しの際に称していた氏を称する旨の届出があつた場合において、その届出をした者を筆頭に記載した戸籍が編製されていないときは、その者について新戸籍を編製する。

第四十五条中「届出義務者」を「届出人」に改める。

第四十八条第三項中「第十条第二項」を「第十条第四項」に改める。

第五十二条第一項中「父がこれをし、父が届出をすることができない場合又は」を「父又は母がこれをし、」に改める。

第六十三条に次の一項を加える。

訴えを提起した者が前項の規定による届出をしないときは、その相手方は、裁判の謄本を添付して、認知の裁判が確定した旨を届け出ることができ

る。この場合には、同項後段の規定を準用する。

第四章第六節中第七十五条の次に次の一条を加える。

第七十五条の二 第七十七条の二の規定は、民法第七百四十九条において適用する同法第七百六十七条第二項の規定によつて婚姻の取消しの際に称していた氏を称しようとする場合に準用する。

第四章第七節中第六十七条の次に次の一条を加える。

第七十七条の二 民法第七百六十七条第二項(同法第七百七十一条において準用する場合を含む。)の規定によつて離婚の際に称していた氏を称しようとする者は、離婚の年月日を届書に記載して、その旨を届け出なければならない。

第七十九条中「第六十三条」を「第六十三条第一項」に改める。

第八十六条第一項中「診断書又は検案書を添付して」を削り、同条第二項中「左の事項を記載し」を「次の事項を記載し、診断書又は検案書を添付し」に改める。

第八十七条に次の一項を加える。
死亡の届出は、同居の親族以外の親族も、これを行うことができる。

第九十二条第三項中「第八十七条第一号又は第二号」を「第八十七条第一項第一号又は第二号」に改める。

第九十四条及び第九十七条中「第六十三条」を「第六十三条第一項」に改める。

第九十七条を次のように改める。
第一百二十七条 第二十五条第一項、第二十七条から第三十二条まで、第三十四条から第三十九条まで、第四十三条から第四十八条まで、及び第六十三条第二項前段の規定は、戸籍訂正の申請に準用する。

第一百二十条中「五百円」を「三万円」に改める。
第一百二十一条中「千円」を「五万円」に改める。

第一百二十一条の次に次の一条を加える。
第一百二十一条の二 偽りその他不正の手段により、第十条第一項若しくは第十二条の二第一項の謄本、抄本若しくは証明書の交付を受け、又は第四十八条第二項(第百七十七条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧をし、若しくは証明書の交付を受けた者は、五万円以下の過料に処する。

第一百二十二条中「左の場合」を「次の場合」に、「千円」を「五万円」に改め、同条第三号中「戸籍簿、除籍簿又は」を削り、同条第四号中「第十条第一項(第百二十二条第二項において準用する場合を含む。)」に規定する」を「第十条第一項若しくは第十二条の二第一項の」に改める。

第一百二十四条中「千円」を「十万円」に改める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三号中戸籍法第十條、第十二條第二項、第四十八條第三項、第五十二條第一項、第二百一十條、第二百一十一條、第二百二十二條及び第二百二十四條の各改正規定並びに同法第十二條及び第七百二十一条の次にそれぞれ一条を加える各改正規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(民法の一部改正に伴う経過措置)
2 この法律の施行前三月以内に離婚し、又は婚姻が取り消された場合における第一条の規定による改正後の民法第七百六十七條第二項(同法第七百四十九條及び第七百七十一條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「離婚の日から三箇月以内」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)の施行の日から三箇月以内」とする。

(人事訴訟手続法の一部改正に伴う経過措置)
3 この法律の施行前に訴えの提起があつた事件については、第二条の規定による改正後の人事訴訟手続法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(戸籍法の一部改正に伴う経過措置)
4 第三条中戸籍法第五十二條第一項の改正規定の施行の日前三日以内に出生した子について、同項の規定の改正により新たに届出義務者となつた母の届出に関する戸籍法第四十三條第一項の規定の適用については、同項中「届出事件発生の日」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)第三号中戸籍法第五十二條第一項の改正規定の施行の日」とする。

5 附則第一項ただし書に掲げる各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(民法の一部改正に伴う経過措置)
2 この法律の施行前三月以内に離婚し、又は婚姻が取り消された場合における第一条の規定による改正後の民法第七百六十七條第二項(同法第七百四十九條及び第七百七十一條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「離婚の日から三箇月以内」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)の施行の日から三箇月以内」とする。

(人事訴訟手続法の一部改正に伴う経過措置)
3 この法律の施行前に訴えの提起があつた事件については、第二条の規定による改正後の人事訴訟手続法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(戸籍法の一部改正に伴う経過措置)
4 第三条中戸籍法第五十二條第一項の改正規定の施行の日前三日以内に出生した子について、同項の規定の改正により新たに届出義務者となつた母の届出に関する戸籍法第四十三條第一項の規定の適用については、同項中「届出事件発生の日」とあるのは、「民法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)第三号中戸籍法第五十二條第一項の改正規定の施行の日」とする。

5 附則第一項ただし書に掲げる各改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

二月十九日本委員会に左の案件を付託された。
一、集団代表訴訟に関する法律案(宮崎正義君外一名発議)

集団代表訴訟に関する法律案
二、二月十九日本委員会に左の案件を付託された。
一、集団代表訴訟に関する法律案(宮崎正義君外一名発議)

目的
第一条 この法律は、共同の利益を有する著しく

第三部 法務委員会會議録第三号 昭和五十一年三月四日【参議院】

五

多数の少額債権者の当該債権について、その明示の意思に基づくことなく裁判上一括して請求することができ得る制度を設けることにより、当該債権に関する紛争の一括的解決に資することを目的とする。

(訴訟信託の設定)

第二条 著しく多数の少額債権者が当該債権につき共同の利益を有するときは、裁判所は、当該著しく多数の少額債権者のうちの一人又は数人の申立てにより、決定をもつて、共同の利益を有する著しく多数の者の当該債権を一括して訴訟の目的とするための信託を設定することができ得る。

2 裁判所は、前項の決定をするに当たつては、債権の性質及び額、紛争の性質及び規模、同項の信託に係る受託者が勝訴する見込み及び委託者全員の利益を公正かつ適切に代表することができ得るか、同項の信託を設定しなかつた場合における債務弁済の見込みその他一切の事情を考慮しなければならない。

第三条 前条第二項の信託は、第一号に掲げる者を委託者及び受益者とし、第二号に掲げる者を受託者として、同項の決定において定める期間が満了した日の翌日に、その効力を生ずる。

一 共同の利益を有する著しく多数の者の範囲として前条第一項の決定において特定する範囲に属する者で当該決定に係る信託からの除外の申出(当該決定において定める期間内の当該決定において定める方法による除外の申出に限る。)をしないもの

二 前条第一項の申立てをした者(数人ある場合にあつては、同項の信託の設定の際、それらの者のうちから裁判所が選任した者)

2 前条第一項の信託は、前項の規定によりその効力を生じた日から六月以内に受託者が第十二条の訴えを提起しないときは、その効力を失う。

3 第六条の規定は、前項の場合について準用する。

(管轄及び手続)

第四条 第二条第一項の規定による裁判は、共同の利益を有する著しく多数の者の債権に係る債務者の普通裁判籍所在地の地方裁判所が、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)により行う。

2 前項の債務者が数人ある場合においてその普通裁判籍所在地の地方裁判所が異なるときは、それらの地方裁判所に共通する直近上級裁判所が、申立てにより、決定をもつて、管轄裁判所を指定する。

3 前項の決定に対しては、不服を申し立てることができない。

(申立ての方式)

第五条 第二条第一項の申立ては、次の事項を記載した書面によつてしなければならない。

一 申立人の氏名又は名称、住所及び経歴並びに法人にあつてはその代表者の氏名、住所及び経歴

二 代理人によつて申立てをする場合にあつては、その氏名及び住所

三 共同の利益を有する著しく多数の者の債権に係る債務者の氏名又は名称及び住所

四 申立ての趣旨及びその原因たる事実

五 受託者として予定する請求の趣旨及び原因並びにその訴訟代理人の氏名及び住所

六 年月日

七 裁判所の表示

(決定の公告)

第六条 裁判所は、第二条第一項の信託を設定する旨の決定をしたときは、速やかに、次の事項を公告しなければならない。

一 決定の本文及び理由要旨

二 受託者の氏名又は名称、住所及び経歴並びに法人にあつてはその代表者の氏名、住所及び経歴

三 第三条第一項第一号に規定する除外の申出をしない者の債権は、信託財産となること

2 前項の規定による公告は、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する等公告事項の周知につき相当と認められる方法により行うものとする。

3 第一項の規定による公告に要する費用は、受託者の負担とする。

(信託設定の取消し等)

第七条 裁判所は、第二条第一項の信託を設定する旨の決定を不当と認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、決定をもつて、当該信託の設定を取り消し、又は共同の利益を有する著しく多数の者の範囲を変更することができ得る。

2 第二条第二項の規定は前項の決定をする場合について、第三条の規定は共同の利益を有する著しく多数の者の範囲の拡張に係る変更の決定について、前条の規定は前項の決定をした場合について準用する。

(受託者の追加)

第八条 裁判所は、必要があると認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、委託者のうちから受託者を選任することができ得る。

(受託者の解任)

第九条 裁判所は、受託者がその事務を適切に行うことができず、又は行つていないと認めるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、当該受託者を解任しなければならない。

(受託者の監督)

第十条 受託者は、第二条第一項の決定をした地方裁判所の監督に属する。

(受託者の事務執行)

第十一条 受託者は、善良な管理者の注意をもつてその事務を行わなければならない。

2 受託者が数人あるときは、共同してその事務を行わなければならない。この場合において、第三者の受託者に対する意思表示は、その一人に対してすれば足りる。

(集団代表訴訟の管轄)

第十二条 信託財産たる債権の一括的実現を目的とする訴え(以下「集団代表訴訟」という。)は、第二条第一項の決定をした地方裁判所の所在地の裁判所の管轄に属する。

(職権証拠調べ)

第十三条 裁判所は、集団代表訴訟において必要があると認めるときは、職権で、証拠調べをすることができ得る。ただし、その証拠調べの結果について、当事者の意見を聴かなければならない。

(損害総額の推定)

第十四条 集団代表訴訟の目的たる権利が一定の生産過程において生じた商品の欠陥に係るものである場合においては、当該欠陥による商品の喪失価値の額に当該生産過程を経て生産された商品の数量の数値を乗じて得た額をもつて、第二条第一項の決定において特定する共同の利益を有する著しく多数の者の範囲(第七条第一項の規定により変更された場合にあつては、当該変更後の範囲)に属する者全員が受けた損害の総額と推定する。

第十五条 集団代表訴訟の目的たる権利が一の又は一定の行為による不法な利益に係るものである場合においては、当該一の又は一定の行為により行為者が得た利益の総額をもつて、第二条第一項の決定において特定する共同の利益を有する著しく多数の者の範囲(第七条第一項の規定により変更された場合にあつては、当該変更後の範囲)に属する者全員が受けた損害の総額と推定する。

(許可を要する訴訟行為)

第十六条 受託者は、次に掲げる訴訟行為をするに当たつては、裁判所の許可を得なければならない。

一 自白

二 訴えの変更若しくは取下げ、和解又は請求の放棄若しくは認諾

三 控訴又は上告の取下げ

2 前項の規定に違反した訴訟行為は、無効とする。

(民事訴訟法の適用関係)

第十七条 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第三百三十九条、第四百零一条第一項、第二百三十八条及び第二百五十五条第一項の規定は、受託者の訴訟行為について適用しない。

(判決等の公告)

第十八条 受託者は、集団代表訴訟についての判決が確定したときは、速やかに、当該判決の主文及び理由要旨を公告しなければならない。

2 受託者が集団代表訴訟につき勝訴した場合においては、第二十条第二項の引渡請求権は最初の公告の日の翌日から二年以内に行使しないときは時効により消滅する旨をも併せて公告しなければならない。

3 第六条第二項の規定は、第一項の規定による公告について準用する。

(受益権)

第十九条 受益者は、委託者として有していた債権の額に応じて、受託者が集団代表訴訟の確定判決に基づき弁済を受けた財産につき利益を享受する。

2 前項の債権の額は、集団代表訴訟における一括請求額に対する判決の主文に掲げる金額の算定の基礎となつた判断に拘束される。

(引渡義務等)

第二十条 受託者は、集団代表訴訟につき勝訴した場合において当該勝訴判決に基づき弁済を受けたときは、受益者に対し、第一号の額から第二号の額を控除して得た額に相当する金額を引き渡す義務を負う。

一 受益者が委託者として有していた債権の額

二 前号の額に応じて裁判所が定める控除額

2 前項の金額の引渡請求権は、第十八条第一項の規定による最初の公告の日の翌日から二年以内に行使しないときは、時効により消滅する。

(費用の充当)

第二十一条 受託者は、次に掲げる費用については、裁判所が認定した額を限度として、信託財産をもつて充てることができる。

一 第二十三条の規定による立替金を返還するための費用

二 前条第一項に規定する引渡義務の履行に要した費用

三 前二号の費用のほか、最高裁判所規則で定める費用

(国庫帰属)

第二十二条 信託財産のうち第二十条第一項及び前条の規定により処分されなかつた財産は、国庫に帰属する。

(費用の立替)

第二十三条 裁判所は、受託者の申立てにより、決定をもつて、次に掲げる費用を立て替えるものとする。

一 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第二条第一号から第十四号までに掲げる費用に要する費用

二 裁判所が相当と認める弁護士の報酬に要する費用

三 第六条第一項(第三号第三項)第七条第二項において準用する場合を含む。又は同項において準用する場合を含む。及び第十八条第一項の規定による公告に要する費用

(返還の免除)

第二十四条 受託者が集団代表訴訟につき勝訴した場合において前条の規定による立替金の全額が信託財産の額を超えるときは、裁判所は、受託者の申立てにより、決定をもつて、当該立替金の全額のうち当該超過額に相当する額について、その返還を免除するものとする。

第二十五条 受託者が集団代表訴訟につき敗訴したときは、裁判所は、受託者の申立てにより、決定をもつて、第二十三条の規定による立替金の全額(訴訟費用額の確定についての裁判に基づき受託者が償還を請求することができる場合にあっては、当該償還を請求することができる額に相当する額を控除した額)について、その返還を免除するものとする。

第二十六条 裁判所は、受託者がその事務を行うにつき故意又は重大な過失があつたと認めるときは、前二条の規定にかかわらず、決定をもつて、これらの規定により免除するものとされる額の全部又は一部を免除しないことができる。

(国庫による担保及び保証)

第二十七条 受託者が民事訴訟法の規定により担保を供し、又は保証を立てなければならないときは、裁判所は、受託者の申立てにより、決定をもつて、当該担保を供し、又は当該保証を立てるものとする。

第二十八条 前条の規定による担保又は保証が還付された場合においては、当該還付の原因が受託者の故意又は重大な過失に起因するものであるときに限り、裁判所は、職権で、決定をもつて、受託者に対し、当該還付された価額に相当する金額の返還を請求することができる。

(信託法の準用)

第二十九条 信託法(大正十一年法律第六十二号)第十四条から第十七条まで、第二十二條第一項、第二十四條第一項、第二十五條、第二十七條、第二十八條本文、第二十九條第一項、第三十一條から第三十四條まで、第三十九條、第四十條、第四十一條第二項、第四十六條及び第五十條から第五十三條までの規定は、第二條第一項の信託について準用する。

(管轄及び手続)

第三十条 第三條第一項第二号、第七條第一項、第八條、第九條、第十六條第一項、第二十條第一項第二号、第二十一條及び第二十三條から第二十八條まで並びに前条において準用する信託法第二十二條第一項、第四十一條第二項及び第四十六條の規定による裁判は、第二條第一項の決定をした地方裁判所が、非訟事件手続法により行う。

(最高裁判所規則)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に必要事項は、最高裁判所が定める。

附 則

この法律は、公布の日から起算して八月を経過した日から施行する。

この法律施行に要する経費は、約一億円の見込みである。

昭和五十一年三月十日印刷

昭和五十一年三月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局